

令和8年度使用済小型電子機器等売払単価契約書（案）

発注者 広島中央環境衛生組合（以下「発注者」という。）と受注者 ●●●●●（以下「受注者」という。）とは、次の条項により単価契約を締結する。

（目的）

第1条 発注者は、使用済小型電子機器等（以下「小型家電」という。）を受注者に引渡し、受注者は本契約の範囲内においてこれを買受けるとともに、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）に基づき、国内において適正に再資源化することを目的とする。

（小型家電の性状）

第2条 発注者が引き渡す小型家電は、国が定めた「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン」に示す特定対象品目とする。

（契約期間）

第3条 本契約の有効期間は、契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 受注者は発注者に対し、広島中央環境衛生組合契約規則により例による東広島市契約規則第33条の規定により契約保証金の納付をすること。ただし、同規則第34条第1項各号により免除を受けた場合は、この限りでない。

2 発注者は、受注者がこの契約に定める義務を履行した後に、受注者の請求により、契約保証金を還付する。

3 契約保証金は、第15条及び第15条の2の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、何ら手続きを要することなく、発注者に帰属する。

4 契約保証金には利子を付さない。

（権利義務の譲渡などの禁止）

第5条 受注者は、第三者にこの契約の履行を委託し、又は契約による権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせてはならない。ただし、発注者の承諾がある場合については、この限りでない。

（仕様書等の疑義）

第6条 受注者は、仕様書等に疑義がある場合には速やかに発注者に通知し、その指示を受けなければならない。

（売払代金の額）

第7条 小型家電の売払代金は表1の右欄に定める額に当該実績数量を乗じ、それらを合計して得た額に取引に係る消費税及び地方消費税の額を加算して計算した額とし、代金に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(表 1) 小型家電の種類及び単価表

小型家電の種類	単 価 (税抜)
仕様書に定める小型家電	1 トンにつき●●●●●●●●円

第 8 条 契約期間中の予定引渡し量は、約 15 t とする。

(小型家電の引渡し)

第 9 条 小型家電の引渡しに際し、その有無については、発注者と連絡を密にして施設の運転に支障のないよう努めなければならない。

(1) 契約期間中の引渡しは 概ね月 1 回とし、引渡し日は、別途仕様書に基づき発注者と受注者が協議の上決定するものとする。

(2) 発注者が受注者に小型家電類を引渡す場所は、賀茂環境センター敷地内とする。

(3) 発注者は、別紙仕様書に基づき、フレコンバック (1100φ×1100H、10000) に入れた小型家電を、前条の引渡し場所において受注者に引き渡し、受注者は、受注者の準備した車両へ自ら積み込むものとする。

ただし、上記の方法に代えて当事者双方合意の下、合理的な引渡しの荷姿及び引渡し方法が可能であると判断される場合は、この限りでない。

(4) 引渡し数量は、発注者のトラックスケールで計量した数量をもって確定するものとするが、計量できない場合は受注者のトラックスケールで計量した数量をもって確定するものとし、計量重量は速やかに発注者に報告するものとする。

(代金の支払い)

第 10 条 受注者は、第 7 条の規定により算定した代金を、発注者の定める期日及び支払い方法により遅延なく納入するものとする。

(所有権移転及び引渡し)

第 11 条 本件物品の所有権は、本件物品を受注者に引渡し売買代金の支払を完了したときに、受注者に移転するものとする。

(危険負担)

第 12 条 この契約締結の日から有価物の所有権が移転するまでの間において、発注者の責めに帰することができない理由により本件物品が滅失又は毀損したときは、その損害は受注者が負担する。

(瑕疵担保責任)

第 13 条 受注者は、第 12 条の規定により本件物品の所有権が発注者から受注者に移転した後においては、本件物品に入札仕様書との相違その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、代金の減免を請求し、この契約を解除し、又は損害賠償の請求をすることができない。

(遅延利息)

第 14 条 受注者は、第 10 条に定める売買代金を発注者が定める支払期限までに支払うことができなかつたときは、当該期限の翌日から支払のあつた日までの日数に応じ、当該支払が遅延

した金額につき、算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(契約の解除)

第15条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、催告をしないで、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、受注者に不正の行為があったとき。
- (2) 正当な理由がなく、受注者が発注者の指示に従わないとき。
- (3) 受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。
- (4) 受注者の責めに帰すべき理由により、受注者がこの契約に定める義務を履行しないとき又は履行する見込みがないと発注者が認めたとき。
- (5) 受注者がこの契約に定める義務を履行しないとき又は義務を履行する見込みがないとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、損害賠償の額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4 受注者は、第1項に規定する契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害を発注者に請求することができないものとする。

第15条の2 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。)をいう。以下同じ。)が、集团的に、又は恒常的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- (6) 第3条ただし書に該当する場合に、前各号のいずれかに該当する者であると知りながら、その相手方にしたと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を第3条ただし書に該当する相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対してその解除

を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第16条 受注者は、契約の履行にあたり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(契約が解除された場合の違約金)

第17条 第15条又は第15条の2の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を、発注者が指定する期限までに支払わなければならない。

2 発注者は、前項に規定する場合において、受注者が契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供をしているときは、当該契約保証金又は担保をもって、同項の違約金に充当することができる。

3 前2項の違約金は、損害賠償の額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4 受注者は、第1項の規定により発注者が契約を解除したことに起因して損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することができない。

(損害賠償)

第18条 受注者は、第15条及び第15条の2の規定により契約が解除されたことにより発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合においては、損害賠償の額は、発注者及び受注者が協議して定める。

(個人情報の保護)

第19条 受注者は、本契約に関して取り扱う小型家電のうち、個人情報が記録されている小型家電については、当該個人情報の漏洩防止のために必要な措置を講じなければならない。

(契約の費用)

第20条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて受注者の負担とする。

(秘密の保持)

第21条 発注者及び受注者は、相手方の事前の書面による承諾なしに、この契約の履行上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(法令等の遵守)

第22条 受注者は、この契約書に定めるもののほか、別紙仕様書及び関係法令を遵守しなければならない。

(疑義の解決)

第23条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは、双方協議の上、解決するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印をして、各自その1通を所持する。ただし、契約書の作成に代えて、契約の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、当該電磁的記録に地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名を施し、各自その電磁的記録を保有する。

令和8年 月 日

発注者 東広島市西条町上三永10759番地2
広島中央環境衛生組合
代表者 管理者 高垣 廣徳

受注者